

個人情報の紛失について

13日、区が委託をした事業者が、区民34名分の個人情報を紛失したことが判明しました。この個人情報は、感震ブレーカーと家具転倒防止器具の取り付けを希望する区民の氏名・住所・電話番号などとなっています。

1 事業の概要

区では、首都直下地震などの大災害から区民の生命・財産を守るため、簡易型感震ブレーカーの設置や家具の転倒防止器具の取り付けの支援を行っています。感震ブレーカーは、震度5強以上の場合に電気配電盤のブレーカーを遮断し、震災時に漏電などが原因で起きる電気火災による延焼を防ぐ装置です。感震ブレーカーは、木造密集地域など特定地域内への設置助成を、また、家具の転倒防止装置は、高齢者世帯等への設置を行っています。

この助成制度を活用して、区民から申込みを受け付けた場合、区内の建設業を営む事業者の団体に委託をして、防災機器・装置の設置を行っています。

2 紛失の経緯

平成29年6月12日午後4時30分頃、受託事業者がクリアファイルに入れクリップボードに挟んだ工事の対象者34名分の個人情報を持って、感震ブレーカーの設置対象者宅を訪問しました。こちらの対象者は、不在であったため、訪問の意図をメモに残しポストに投函しました。

その後、事業者はクリップボードをバイクの収納ボックスに保管したつもりでしたが、翌日13日早朝にそのクリップボード自体が見当たらないことを確認しました。バイクの収納ボックスは、施錠の機能はありますが施錠はしていませんでした。しかし、一緒に入っていた工具などはそのままであったことから、クリップボードを収納ボックスに入れ忘れ紛失した可能性があります。

今朝から、バイクの経路を捜索するとともに、警察にも紛失届を提出したものの現在まで発見はできていません。

3 紛失した個人情報

- ・感震ブレーカー設置委託リスト 26名の氏名・住所・電話番号・家屋所有状況
- ・家具転倒防止器具取付調査票 8名の氏名・住所・電話番号・家屋所有状況
- ・家具転倒防止器具取付の見取り図 2名の室内の見取り図

4 今後の対策

こうした事案が発生したことを受け、事業者に対して、事案発生の一連の顛末についての詳細を報告するよう指示するとともに、個人情報の取り扱いに関する厳重な注意と指導を行ったところです。区としては再発防止に向け、個人情報の取り扱いに関する庁内への注意喚起を改めて行い、委託事業者に対しても具体的な再発防止策の実施を徹底させてまいります。また、今回の対象者には事件の説明とお詫びを行う予定です。

【問い合わせ先】

危機管理室防災課：03-3312-2111 内線3601

保健福祉部高齢者在宅支援課：03-3312-2111 内線3231